

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(3) 推奨色

金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩は、木色（もくじき）です。
木色をベースとする望ましい色彩の範囲（推奨色）は、次に示す通りです。

推奨色は、基準ではありませんが、「外壁の基調色」としての採用が望まれます。

※マンセル値（JISZ8721による）

色相	5 Y R	7.5 Y R	10 Y R	2.5 Y
明度	4 以上 ～ 6 以下		4 以上 ～ 7 以下	
彩度	2 以上 ～ 4 以下			

推奨色を適用する区域 … 景観形成区域

※伝統環境保存区域の「E 遠望風致区域（7地区すべて）」、近代的都市景観創出区域の「A 金沢駅周辺区域（駅西地区）」、「B 都心軸区域（北陸自動車道～金沢港地区、金沢駅～北陸自動車道地区）」を除きます。

※また、斜面緑地保全区域と重なる区域は、(2)で示す別表「色彩誘導表」に基づくものとします。

2-10 緑被率誘導表（基準）

景観形成区域において斜面緑地保全区域と重なる区域では、前述した区域毎の基準で確保すべき緑被率について、次の【緑被率誘導表】に基づくものとします。

【緑被率誘導表】

種別		緑被率	備考
A	風致地区 (第1種該当地)	50%以上	(建ぺい率20%)
B	風致地区 (第2種～5種該当地)	30%以上	(建ぺい率40%)
C	A・B以外の区域	20%以上 商業系用途地域は10%以上	

※緑被率＝緑地面積／敷地面積×100%

※「金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」第3条に規定する建築物の適用を受けたことにより、緑被率の確保が困難となった場合に限り、上表の規定は適用せず、歴史的風致の維持向上に配慮して可能な限り敷地内の緑化に努めるものとする。